

受付印		平成 年 月 日		※処理事項		整理番号		事務所		法人番号		申告区分	
		昭和 年 月 日 昭和 年 月 日		申告年月日		申告年月日		申告年月日		申告年月日		申告年月日	
所在地				この申告法人税の基礎となる平成 年 月 日				修正・更正・決定・更正による。					
(電話)				従前の事業種目				資本金の額又は出資金の額					
				資本金等の額									
解散法人名				清算人				経理責任者					
清算人自署押印				経理責任者自署押印									

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度分の道府県民税の申告書

摘要		課税標準		税率(100)	税額		(使途秘匿金額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額 ①	
所得割	所得金額総額 ⑫							①
	年400万円以下の金額 ⑬			0.00				②
	年400万円を超え年800万円以下の金額 ⑭			0.00				③
	年800万円を超える金額 ⑮			0.00				④
	計 ⑬+⑭+⑮ ⑯			0.00				⑤
	軽減税率不適用法人の金額 ⑰			0.00				⑥
	付加価値額総額 ⑱							⑦
	付加価値額 ⑲			0.00				⑧
	収入割	収入金額総額 ⑳						⑨
	収入金額 ㉑			0.00				⑩
合計事業税額 ⑯+⑱+㉑ 又は ⑰+⑱+㉑ ㉒								⑪
既に納付の確定した当期分の事業税額 ㉓								⑫
既に納付の確定した当期分の残余財産の一部の分配又は引渡しに係る事業税額 ㉔								⑬
この申告により納付すべき事業税額 ㉒-㉓-㉔ ㉕								⑭
④の内訳	所得割 ㉖			0.00				⑮
	収入割 ㉗			0.00				⑯
摘要		課税標準		税率(100)	税額		均等割 円× $\frac{㉕}{12}$ ㉘	
⑤の内訳	所得割に係る地方法人特別税額 ㉙			0.00				⑰
	収入割に係る地方法人特別税額 ㉚			0.00				⑱
合計地方法人特別税額 (㉙+㉚) ㉛								⑲
既に納付の確定した当期分の地方法人特別税額 ㉜								⑳
既に納付の確定した当期分の残余財産の一部の分配又は引渡しに係る地方法人特別税額 ㉝								㉑
この申告により納付すべき地方法人特別税額 ㉛-㉜-㉝ ㉞								㉒
所得金額の計算	所得金額 (法人税の明細書 (別表4) の (35)) ㉟							㉓
	損金の額に算入した所得税額 ㊱							㉔
	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額 ㊲							㉕
	仮計 ㉟+㊱-㊲ ㊳							㉖
	繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額 ㊴							㉗
	債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額 ㊵							㉘
所得金額差引計 ㊳-㊴-㊵ ㊶								㉙
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 ㊷								㉚
当期において残余財産の一部の分配又は引渡しをした日 平成 年 月 日		法人税の申告書の種類 青色・その他		関与税理士署名押印		(電話)		
備考								

第8号様式記載要領

- 1 この申告書は、平成22年9月30日以前に解散（合併による解散を除く。以下この記載要領において同じ。）をした法人がその清算中に事業年度が終了し、法人税の申告書に基づいて道府県民税の申告（地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下この記載要領において「平成22年旧地方税法」という。）第53条第5項の規定による申告）をする場合及び当該事業年度の付加価値額、所得又は収入金額を解散をしていない法人の各事業年度の付加価値額、所得又は収入金額とみなして事業税を申告（平成22年旧地方税法第72条の29の規定による申告）する場合に使用すること。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付すること。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。
- 5 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 6 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表20(1)）の「納付すべき法人税額(10)」の欄の金額（同欄の金額が100円未満の端数を切り捨てた金額であるとき、又はその金額が100円未満であるためその全額を切り捨てたときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる前の金額）を記載し、括弧内には同表の土地譲渡利益金額に対する法人税額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額（使途秘匿金の支出の額の40%相当額）の合計額を記載すること。
- 7 事業税の所得金額総額②の欄は、法第72条の41の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第61条の規定の適用を受ける法人、同法第67条の14第1項の規定の適用を受ける法人又は同法第67条の15第1項の規定の適用を受ける法人にあつては第6号様式別表5の「所得金額再差引計⑦」の欄の金額を、その他の法人にあつてはこの申告書の「所得金額差引計⑥」の欄の金額を記載すること。
- 8 事業税の「付加価値額総額③」の欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額⑩」の欄の金額を記載すること。
- 9 地方法人特別税の「所得割に係る地方法人特別税額④」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計③」又は「軽減税率不適用法人の金額⑦」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計⑤」又は軽減税率不適用法人の金額又は清算所得金額⑥の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。
- 10 地方法人特別税の「収入割に係る地方法人特別税額⑤」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額④」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。
- 11 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額⑧」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。